

ハートフォード投資型年金N IV

(変額個人年金保険 I 型2003)

諸費用について

この商品にかかる費用の合計額は、「積立期間中の費用(「保険関係費用」「運用関係費用)」と「年金の支払期間中の費用(「年金管理費)」の合計額となります。また、特定のお客さまには「解約控除」がかかります。

【すべての契約者にご負担いただく費用】

時期	項目	内容	費用
積立期間中 (毎日、積立金額から控除)	保険関係費用 (保険契約管理費)	ご契約の新規成立・維持等や死亡・災害 死亡の保障等をするための費用	積立金額に対して 年率2.10%
積立期間中 (毎日、信託財産から控除)	運用関係費用 ※	特別勘定の運用にかかる費用で、特別 勘定が投資する投資信託の信託報酬等	信託報酬は投資信託の信託財産 に対して最大で 実質年率1.30%程度
年金支払期間中	年金管理費	年金支払の管理にかかる費用	年金額の 1%

※ 運用手法の変更、運用資産額の変動等により将来変更されることがあります(詳しくは「特別勘定のしおり」をご覧ください)。

※ その他、お客さまにご負担いただく手数料として、信託事務に関する諸費用、信託財産留保額、有価証券の売買委託手数料および消費税等の税金等がかかる場合がありますが、費用の発生時に金額や割合を確定することが困難なため表示することができません。また、これらの費用は各特別勘定がその保有資産から負担するため、各特別勘定ユニットプライスに反映されることとなります。したがって、お客さまはこれらの費用を間接的に負担することとなります。また、運用関係費用は、運用手法の変更、運用資産の変動等により将来変更されることがあります。

【特定の契約者にご負担いただく費用】

時期	項目	内容	費用
年金受取に替えた終身保障へ 移行された場合	保険関係費用 (保険契約管理費)	ご契約の新規成立・維持等や死亡・災害 死亡の保障等をするための費用	積立金額に対して 年率2.10%
	運用関係費用 ※	特別勘定の運用にかかる費用で、特別 勘定が投資する投資信託の信託報酬等	信託報酬は投資信託の信託財産 に対して最大で 実質年率1.30%程度
解約・一部解約時 (解約・一部解約時の積立金額 または一部解約請求額から控除)	解約控除	ご契約日(増額日)からその日を含めて 7年未満に解約・一部解約(特別払戻を 除く)をされた場合にかかる費用	解約控除対象額に対して、経過 年数に応じて定められた下記の 解約控除率を乗じた額

<解約控除率表>

経過年数	1年未満	1年以上 2年未満	2年以上 3年未満	3年以上 4年未満	4年以上 5年未満	5年以上 6年未満	6年以上 7年未満	7年以上
解約控除率	7%	6%	5%	4%	3%	2%	1%	0%